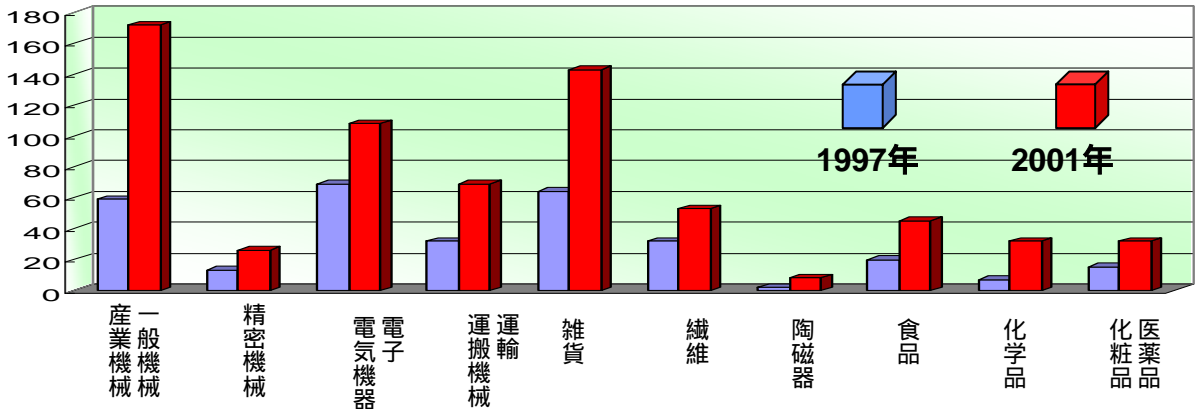


# 模倣品・海賊版対策の強化について（参考資料）

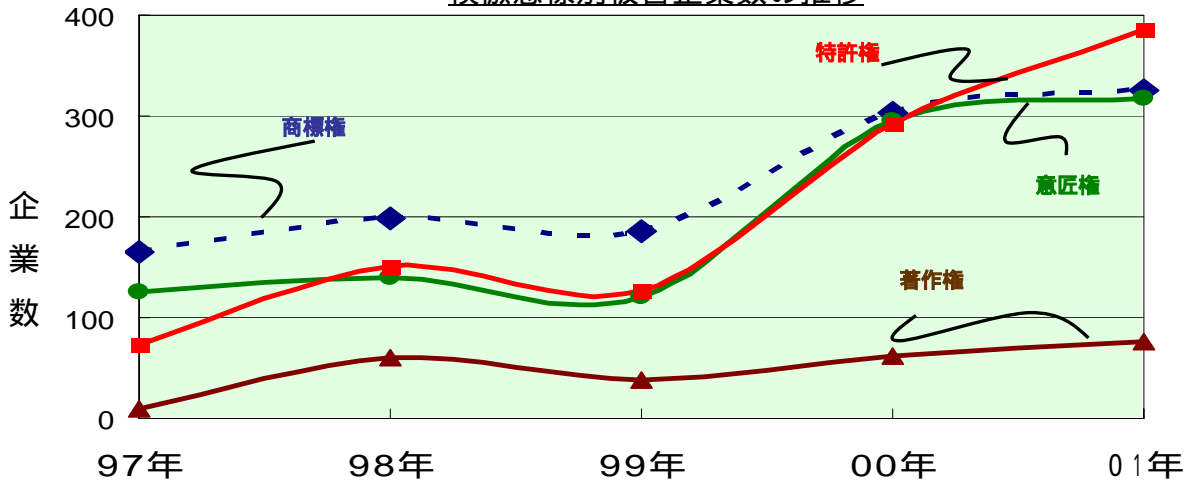
- 模倣品被害はあらゆる業種において増加 -

産業分野別に見た模倣品被害企業数



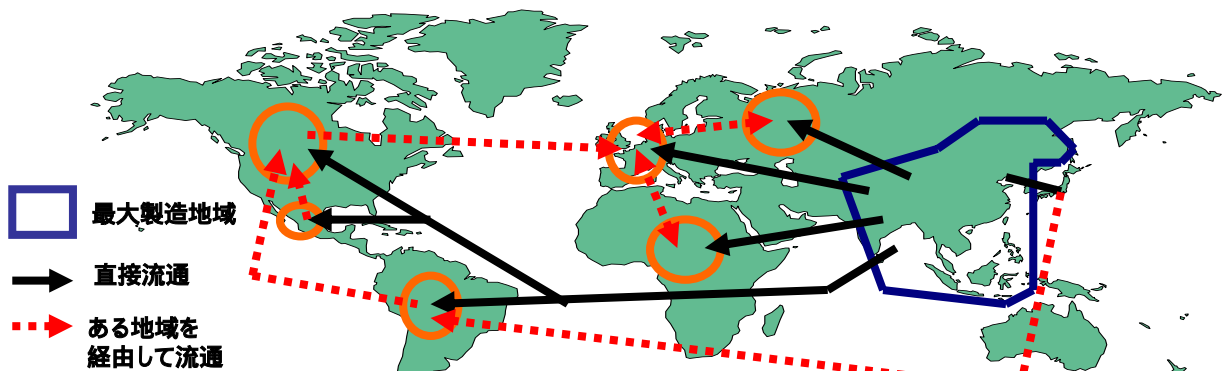
- 模倣内容が商標から意匠・特許にまで拡大 -

模倣態様別被害企業数の推移



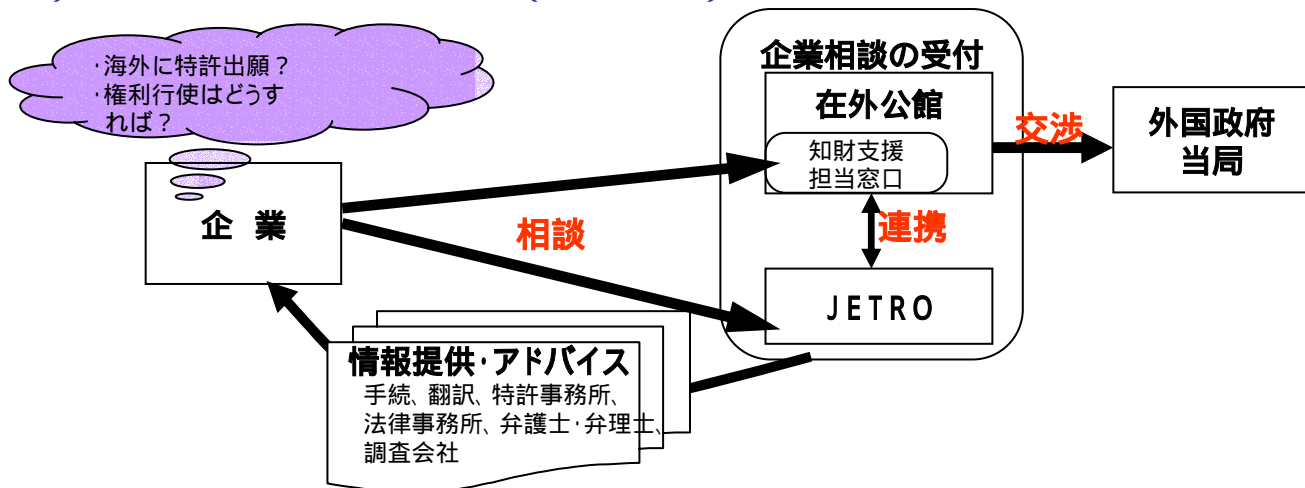
- 模倣品は世界に拡散 -

模倣品の最大製造地域と流通経路



EU税関ホームページより作成  
 ([http://europa.eu.int/comm/taxation\\_customs/customs/counterfeit\\_piracy/counterfeit3\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/customs/counterfeit_piracy/counterfeit3_en.htm))

## (1) 海外での企業支援の強化 (イメージ)



### (参考) 最近の米国の中国に対する取組み

デダスUSPTO長官代行 米国下院公聴会での証言 (2004年3月)

- ・ IPエンフォースメント弁護士を北京大使館に常駐させ、現地での問題に対応。
- ・ 中国にミッションを派遣し、知財問題の懸念を表明。

ゼーリック通商代表 米国下院公聴会での証言 (2004年3月)

- ・ 二国間交渉等の基礎となる中国の法規及び知財侵害に関する情報の収集を強化。
- ・ 中国の知財制度の実施の強化のための職員を増強。

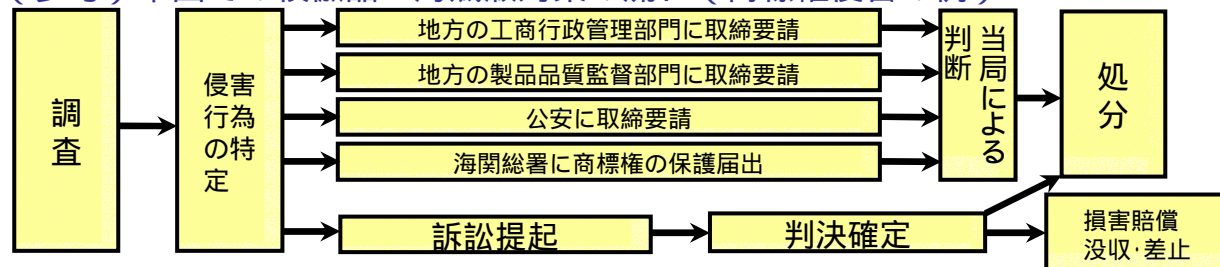
米中合同商業貿易委員会 (2004年4月)

(米国よりエバンス商務長官、ゼーリック通商代表、中国より呉儀副首相が出席)

- ・ 模倣品・海賊版対策問題の是正のためのアクションプランを発表

[ 罰則の強化、全国的な侵害者の取締り、水際措置の強化、電子データの保護強化、全国的なキャンペーンの開始、知的財産に関するワーキンググループの設置等 ]

### (参考) 中国での模倣品・海賊版対策の流れ (商標権侵害の例)



## (2) 中国政府への制度改善・取締強化に関する要望例

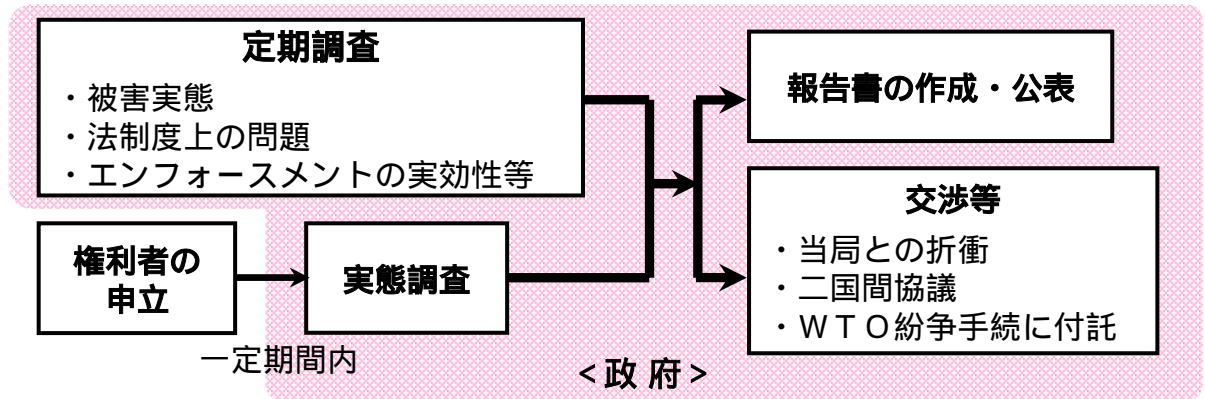
(制度改善に関する要望)

- ・ 意匠の審査制度、部分意匠制度等の導入
- ・ 商品の形態模倣の禁止
- ・ 商品の内部構造の模倣の禁止
- ・ 特許及び意匠の新規性の判断基準に世界公用を導入
- ・ 外国企業への著名商標の登録認定
- ・ 税関取締りでの権利者の負担軽減 (担保金減額、鑑定期間の長期化等)
- ・ 公安の取締り基準の緩和
- ・ 処罰対象となる著作権侵害に係る司法解釈の緩和

(取締強化に関する要望)

- ・ 著作権管理局による取締りの迅速化
- ・ 再犯に関する厳格な取締り (再犯者に対する損害賠償の高額化、刑事罰の強化、再犯者のブラックリスト化等)
- ・ 模倣しないマインドを育てる啓発活動の推進

### (3) 知的財産の侵害調査の仕組み (イメージ)



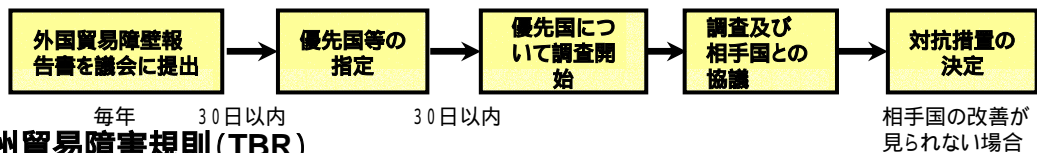
#### (参考1) 不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2004年3月)

(模倣品・海賊版対策関連部分抜粋)

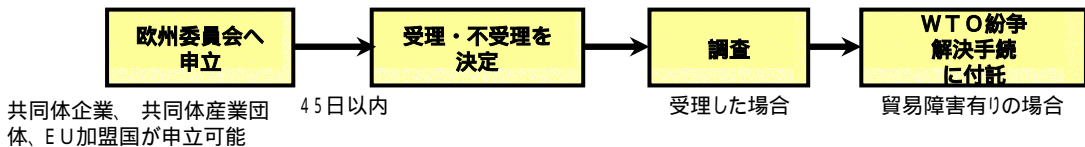
- ・東アジア各国・地域における模倣品・海賊版等の不正商品の横行は、我が国産業界にとって大きな問題となっている。
- ・特に、我が国企業への被害が最も大きい中国については、国内法制の運用の改善や取締りの強化を政府レベルで求めていくほか、個別企業による取締要請や情報提供、業界単位での意見交換、ミッション派遣等の民間ベースでの各種活動について、JETRO等とも協力し、これら取り組みの一層の促進を支援することとする。

#### (参考2) 米国及び欧州の制度

##### 米国通商法1988年包括通商競争法1301条・1303条(スペシャル301条)



##### 欧州貿易障害規則(TBR)



### (4) 現在交渉中のEPA / FTA等

日メキシコ経済連携協定(2004年3月大筋合意)、日韓FTA(2003年12月より交渉中)、日マレーシアEPA(2004年1月より交渉中)、日フィリピン、日タイEPA(2004年2月より交渉中)、日韓税関相互支援協定(2003年1月より交渉中)

< 合意済みの二国間条約 >

日シンガポール経済連携協定(2003年1月協定発効)、日ベトナム投資協定(2003年11月署名)

#### (参考) 米・シンガポールFTA

エンフォースメント 関連条項数	知的財産権関連65条項のうち、「エンフォースメント」部分は22条項。
エンフォースメントに 関する主な規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的・物的資源の配分の決定のみでは、エンフォースメント確保にの義務から免除されることはない。</li> <li>・損害賠償額の算定方法の明確化</li> <li>・再犯防止のための十分な罰金の賦課</li> <li>・商標権侵害品のマークを外したのみでの流通は認めず</li> </ul>

## (5) 米国及び欧州との連携強化へ向けた主な取組み

### 日EU行動計画運営グループ会合(2004年3月)

・・・知的財産権の保護に関し、日EU間の協力促進について議論

### 日米規制改革イニシアティブ(2004年3月)

・・・知的財産の保護に関し米国と意見交換

### 中川経済産業大臣・ゼーリックUSTR代表会談(2003年10月、2004年1月、2月)

・・・中国模倣品問題について、意見交換・協力を進めていくことを確認

## (6) - A 模倣品・海賊版と犯罪組織、テロとの繋がりに関する報告書等

### インターポール(国際刑事警察機構)

「The Links Between Intellectual Property Crime and Terrorist Financing」(2003年7月)

知的財産の窃盗は、ローリスク・ハイリターンであることから、テログループの資金源としてさらに重要になるだろうとすることができる。

#### < 具体事例に関する主な記述 >

- ・報道によると、デンマーク税関で押収された偽造香水等の送付元がアルカイダのメンバーである疑いがある。
- ・ヒズボラの資金調達者であると疑われる者が海賊版CD、ゲームソフトを販売。

### I F P I (国際音楽産業連盟)

「Music Piracy Organised Crime and Terrorism 3rd edition」(2003年7月)

知的財産の窃盗の多くが、組織的で深刻な犯罪に繋がっていることには疑いの余地がない。

#### < 具体事例に関する主な記述 >

- ・中東のテロ組織とのリンクが疑われる犯罪組織の構成員達が南アメリカの海賊版(音楽)に関与していたことが明らかになった。

### I A C C (国際模倣対策連合)

「White paper International/global intellectual property theft: Links to terrorism and terrorist organizations」(2003年6月)

非常に洗練され組織された犯罪組織シンジケートが模倣品・海賊版の製造・流通・販売に重大な影響力を行使していることは明らかである。

## (6) - B 通商問題や知財問題を扱う国際機関・フォーラム

	加盟国	概要・設立目的等
<b>WTO</b> (世界貿易機関)	147ヶ国	・多角的貿易体制の維持・強化 ・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)
<b>WIPO</b> (世界知的所有権機関)	179ヶ国	・国際的な知的所有権保護の促進 ・パリ条約、ベルヌ条約、特許協力条約(PCT)等
<b>APEC</b> (アジア太平洋経済協力)	21ヶ国・地域	・アジア太平洋地域における政府間地域協力 ・昨年10月のAPEC首脳宣言・閣僚共同声明において知的財産権の保護を盛り込む
<b>G8サミット</b>	米、英、仏、独、伊、日、加、露	・主要先進国の首脳会議 ・WTOルールの強化等、貿易問題、医薬品特許問題、テロ対策、地球環境問題等
<b>ASEM</b> (アジア欧州会合)	25ヶ国、1機関	・アジア欧州間での政府間地域協力 ・貿易円滑化行動計画(TFAP)の下で知的財産権に関する問題についても意見交換

## (7) 特許権侵害品等の水際取締り(イメージ)

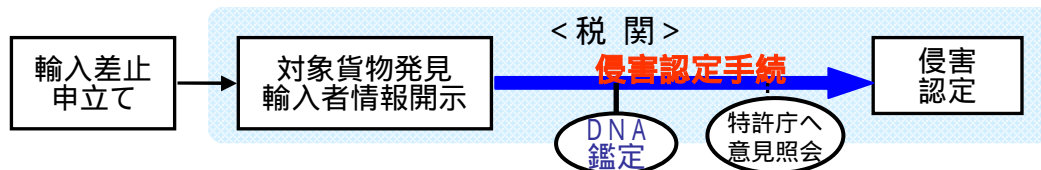
### 特許侵害品等の侵害判断・差止めにおける主な問題点

- ・訴訟には多額の費用がかかり、企業にとっては大きな負担。
- ・迅速な手続が権利者にとって重要。
- ・外観では判断できない複雑な特許権侵害事案について、権利者が輸入差止の申立てを思うようにできない。 など

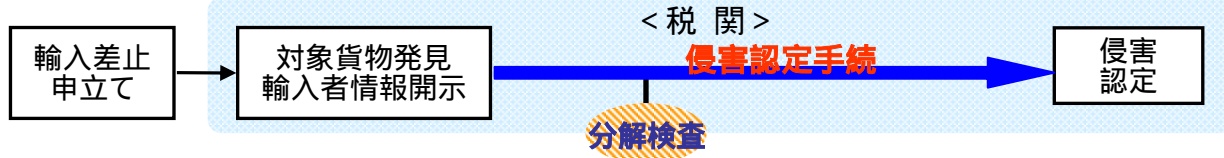
### 侵害判断の制度整備に当たって克服すべき主な課題

- ・サンプル解析制度における守秘義務等の問題
- ・私人間の争いである裁判所の決定が行政機関を拘束する問題 など

#### (A) 税関長による侵害認定



#### (B) サンプル解析制度を活用した侵害認定



#### (参考) 欧米のサンプル提供に関する規定

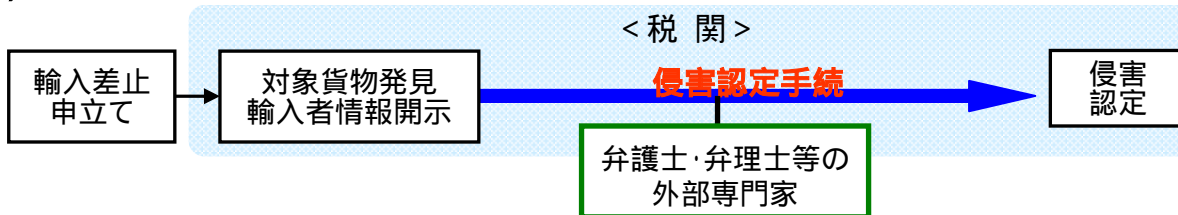
- ・E C理事会規則 No1383/2003 (第9条抜粋) 2004年7月より施行

「税関官署は、物品の検査の際、サンプルを採取することができ、また、権利者の明示の要請があれば、加盟国で適用されている国内法上の規定に従い、サンプルを権利者に対し手交ないし送付することができる。ただし、このサンプルの目的は、分析を行い、その後とる手続きの促進を図ることに限定される。」

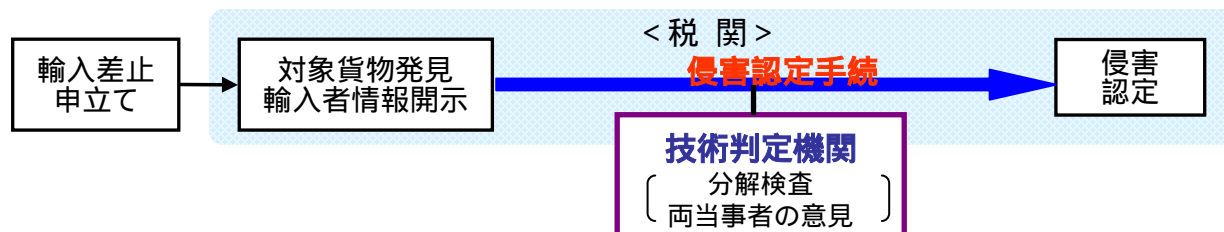
- ・米国連邦規則133.21抜粋

「税関は、商標を有する者に対し、商標権侵害に対する民事上の救済を求める上で、検査、試験その他を行うため、権利侵害の疑いのある物品の見本を提供することができる。…見本を入手するためには、商標及び(又は)トレードネームを有する者は、税関長が指示した種類及び額面の保証金を提供しなければならず、…」

#### (C) 外部専門家を活用した侵害認定

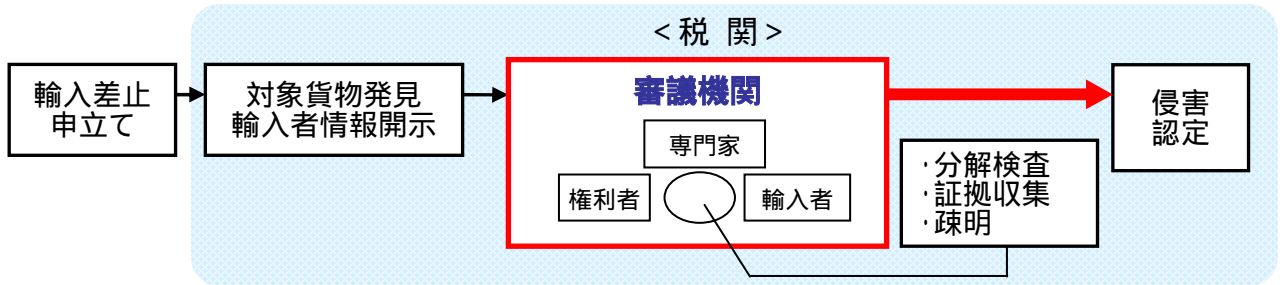


#### (D) 技術判定機関を活用した侵害認定





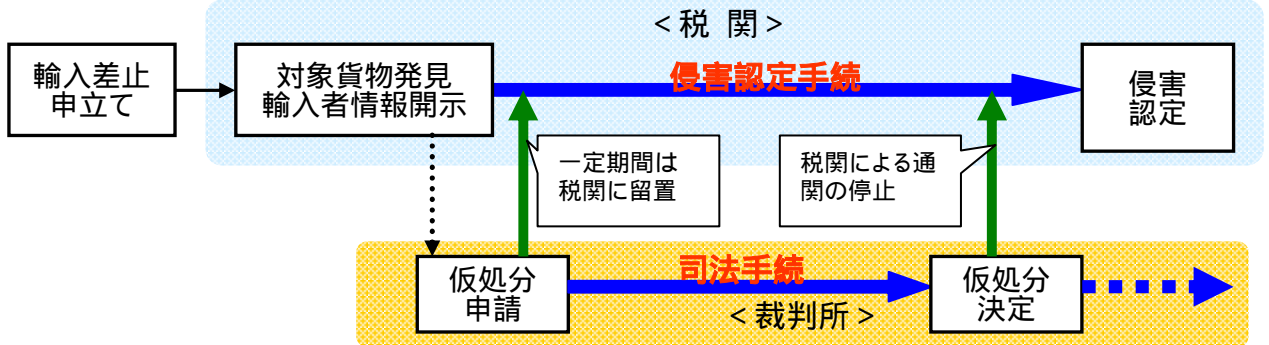
**(E) 税関内審議機関による侵害認定**



TRIPS 協定第53条2項 (概要)

税関の通関の留保が、**司法当局その他独立した当局の決定**を根拠としない場合は、暫定的な救済が与えられることなく一定期間が経過すれば、輸入者は通関解放についての権利を有する。  
独立した当局の決定を根拠とすれば、税関は通関の留保を継続できる

**(F) 裁判所の仮処分命令を活用した侵害認定及び(G) 仮処分申請中の貨物の留置**



**(8) 当該輸入者に関係なく同一製品の輸入の差止め (イメージ)**

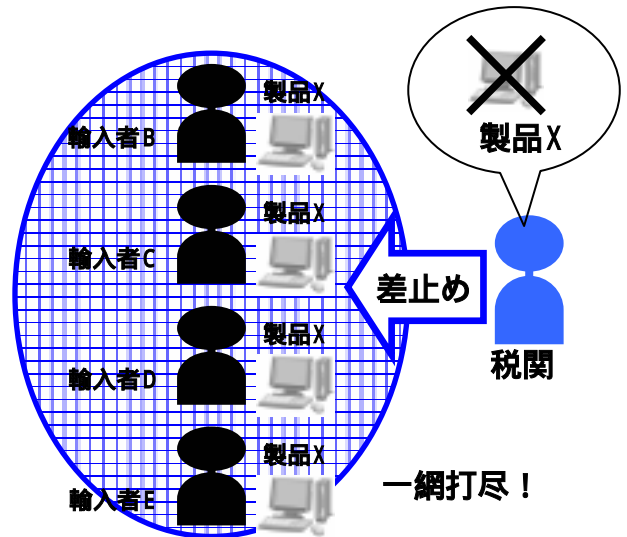
輸入者Aが特許侵害品(製品X)の輸入を申告



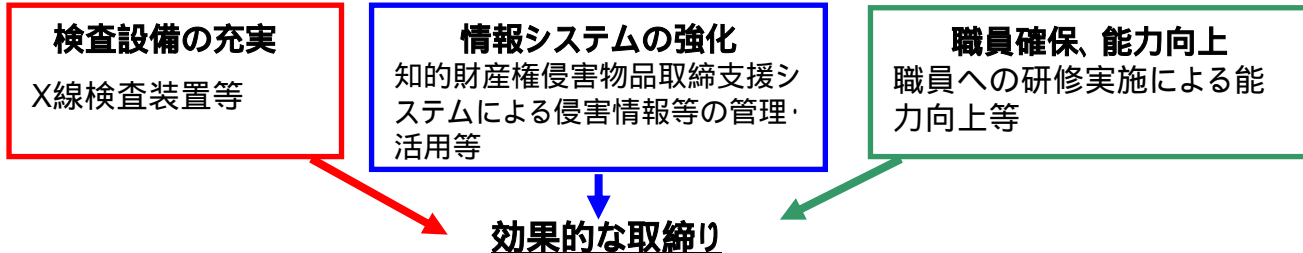
製品Xの輸入を止めるため、税関の侵害認定手続、裁判手続等を経て製品Xは権利者の特許権を侵害する製品であると認定。  
輸入者Aによる輸入は差止め。

その後...  
第三者が製品Xの輸入を申告

【制度改善のイメージ】  
輸入貨物が製品Xと同一であると判断されれば、迅速に税関が輸入を差し止める。



## (10) 税関の検査設備・情報システムの強化、職員の確保等(イメージ)



## (11) (12) 関税定率法基本通達・TRIPS協定第46条

### ・TRIPS協定第46条抜粋

「不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。」

### ・大阪地判S57.2.26 CARTIER事件

「標章のみを抹消することも可能であると認められるので、右対象物品そのものの廃棄は行きすぎである。」

### ・関税定率法基本通達 21-9(自発的処理) 抜粋

「輸入者等は疑義貨物及び侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。

(ホ)侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正(例えば、商標権侵害物品について標章の切除。ただし、切除された標章は輸入を認めない。)」

## (13) 不正競争防止法等と水際規制(関税定率法)

### ・関税定率法 第21条

「次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 5 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」

**不正競争防止法違反物品は含まれず(形態模倣品等は輸入禁制品に該当しない)**

## (14) - A 個人輸入関連法規

### ・商標法 第2条(定義等) 抜粋

「1 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」

### ・関税定率法基本通達 21-6抜粋

「次の物品は、知的財産権の侵害とならないので留意する。

(1)業として輸入されるものではないもの」

## (14) - B 個人使用目的による偽ブランド品の輸入への規制の実態(日米仏比較)

日本	「業として」輸入されるものでないものは輸入可
米国	1人につき1個までは輸入可 (関税法526条(d)、連邦規則148-55、税関通達2310-001A)
フランス	個数に拘らず全て税関で没収(知財法典716条8)

## (14) - C フランス知的財産法典(ロンゲ法)

### ・税関での取扱い(716条8抜粋)

「税関当局は登録標章の権利者又は独占的使用権の受益者からの書面による請求に基づき、上記権利者又は受益者がそれらの者が登録している、又はその使用について独占的使用権を享受している標章についての権利侵害をなしている標章を表示していると主張されている商品を税関検査の過程で差し押さえることができる。」

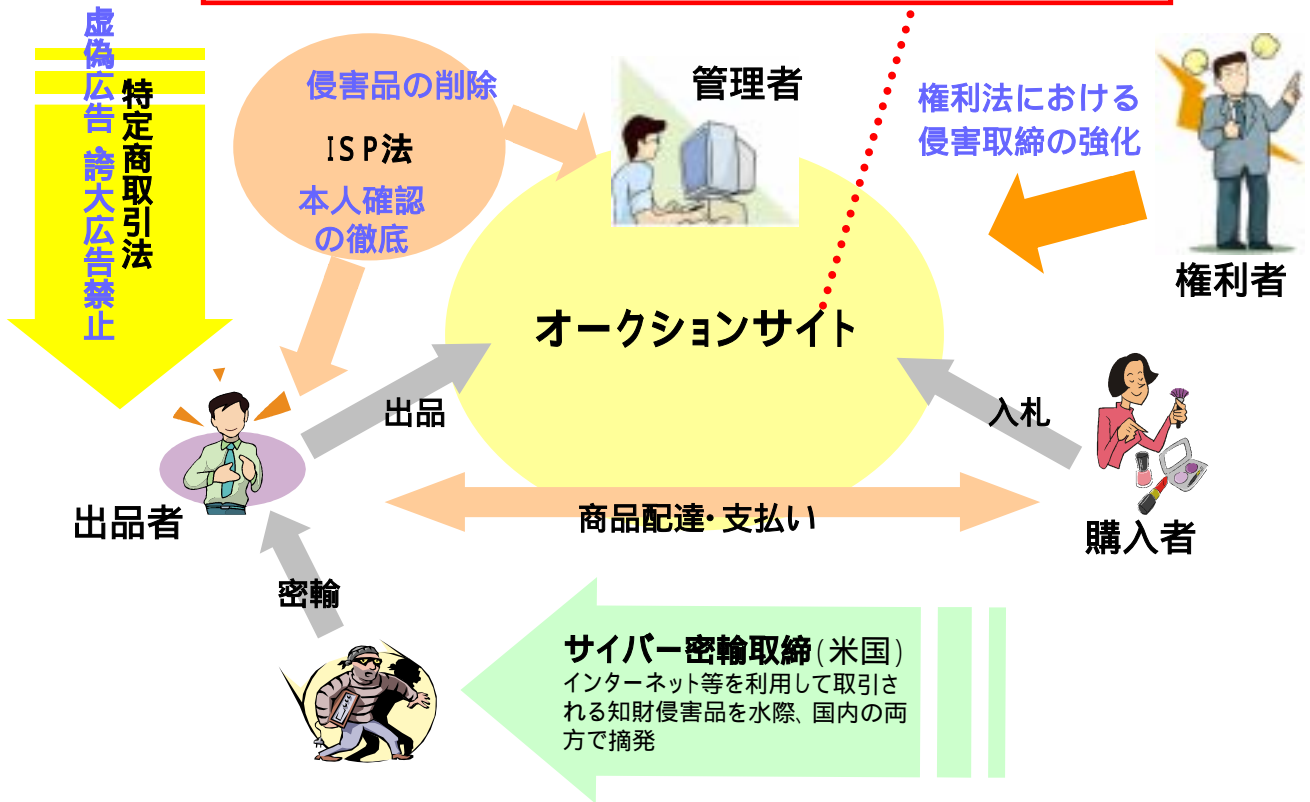
### ・刑事罰(716条10抜粋)

「次に掲げる行為を行った者には、前条に定める刑罰を課す。

- (a)合法的理由なしに、権利を侵害をしている標章が付されている商品を所持すること、又は当該標章に基づく商品若しくは役務に関して、意図的に販売、…を行ったこと

## (15) インターネットオークションサイトにおける模倣品売買への対策(イメージ)

主要オークションサイトにおいて、ある有名ブランドバックの  
「偽造品汚染率は・・・80%を超える」(2003年5月30日時点)  
(第5回専門調査会 デュボア参考人配布資料より 1)



### ・プロバイダ責任制限法(ISP法) 第4条 (発信者情報の開示請求等) 抜粋

「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、・・・当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができる。

1 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。」

### ・特定商取引法第12条(誇大広告等の禁止) 抜粋

「販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品・・・について広告するときは、当該商品の性能・・・その他経済産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、・・・人を誤認させるような表示をしてはならない。」

(注)現在、省令には知的財産権に関する事項は定められていない。

1 デュボア参考人はブランド会社を会員に持つフランス公益社団法人ユニオン・デ・ファブリカン日本の代表

2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

## (16) 不正競争防止法 第2条 抜粋

「この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

3 他人の商品(最初に販売された日から起算して3年を経過したものを除く。)の形態を模倣した商品を譲渡し、・・・輸入する行為」



## (17) ドイツにおける肖像等の保護に関する法律

### ドイツ美術及び写真的著作物に関する法律 第33条

「(肖像本人の承諾なく)肖像を頒布又は公衆に提示した者は1年以下の自由刑又罰金に処す。」

## (18) ノウハウ等の流出防止策

「営業秘密管理指針」(2003年1月 経済産業省)

- 技術情報や経営情報等の権利化されない有用な秘密情報の管理

「技術流出防止指針」(2003年3月 経済産業省)

- 知的財産保護の弱い地域等における意図せざる技術流出を防止

## (19) 中小企業・ベンチャーに対する支援(例)

### 中小企業・ベンチャー総合支援センター(中小企業総合事業団)

各種専門家を常設アドバイザーとして設置し、特許権の取得を絡めた経営戦略等について助言

### 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(中小企業総合事業団)

新規性・事業化可能性の高い技術シーズ・ビジネスアイディアの実用化に取り組む中小企業・ベンチャーに対し、特許取得関連費用等を助成

### 知的財産の活用に関する支援( (社) 発明協会)

産業財産権に関する具体的な事例について個別相談を全国各地で実施

### 日本商工会議所海外事業(日本商工会議所)

海外での模倣品対策等の問題について現地コンサルタントと連携して無料相談実施

### 東京都外国特許出願費用助成

中小企業の外国特許出願への支援として出願費用を助成

### 通信・放送新規事業助成金(情報通信研究機構)

創業間もないITベンチャーに対して、特許出願のための申請費用等の一部を助成

## (20) 国民啓発の強化(例)

### 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン(特許庁、警察庁、財務省、文化庁)

「はなわ」をキャラクターにしたTVコマーシャル放映、ポスター掲示等

### 模倣品問題について漫画等で分かりやすく説明した資料の作成・配布(特許庁)

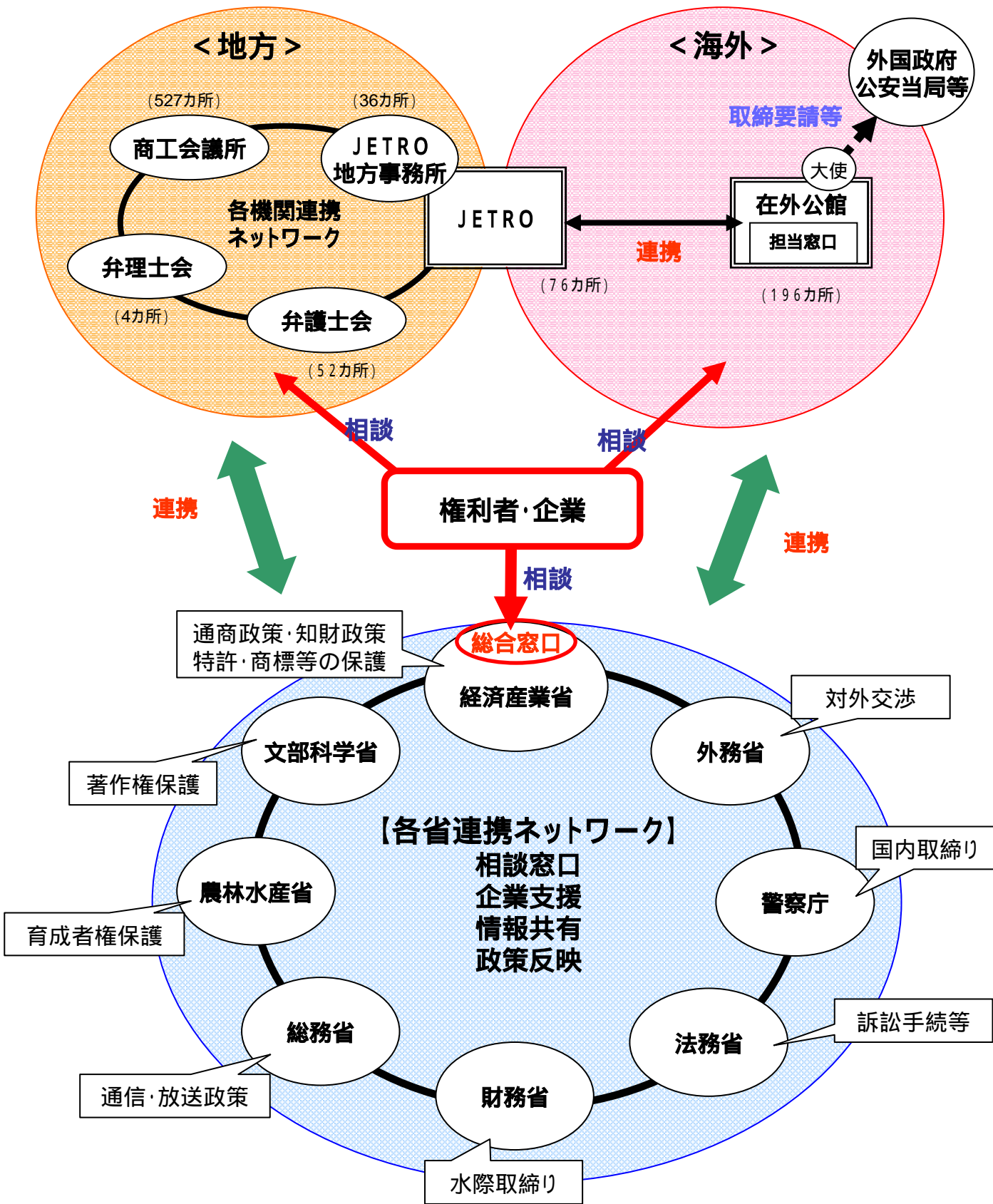
「No Fakes」、「ファブリカトール」等

### 空港で海外旅行者に対し啓発活動(財務省)

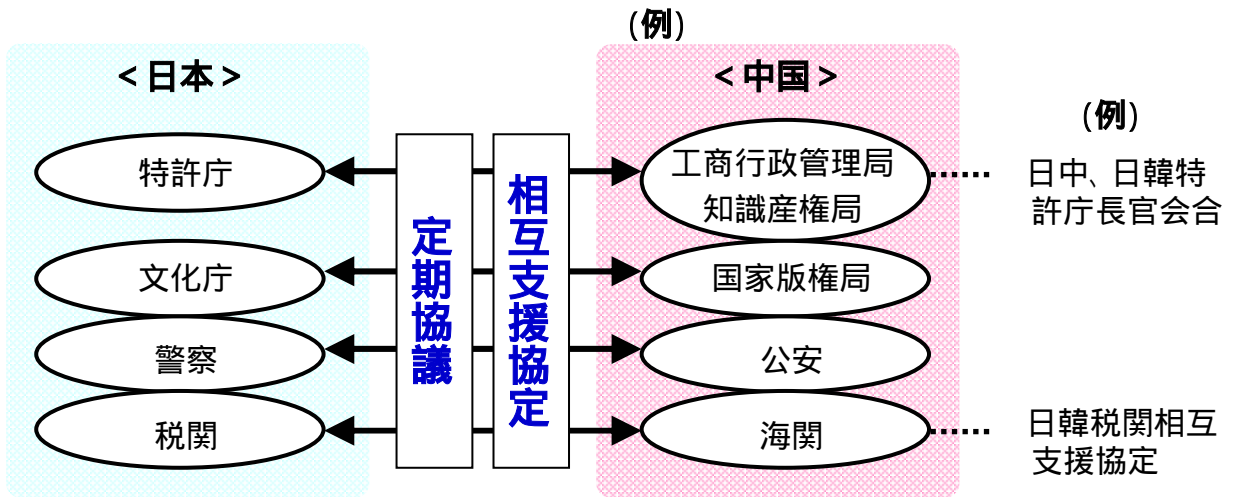
偽ブランド品の展示、ビデオ上映、パンフレット配布等

### 「法教育」の推進(法務省)

(21) 政府内の連携体制の整備



(22) 侵害発生国・地域の当局との連携



(23) 模倣品・海賊版対策関連団体間の連携

